

自動車税種別割の住所変更について

自動車税種別割は毎年4月1日現在の自動車の所有者に1年分を納めていただく税金で、青森県では6月に課税しています。

自動車税種別割の納税通知書は、原則として車検証に記載されている住所にお送りしています。自動車をお持ちの方は、引っ越しなどで住所が変わったときには運輸支局で住所の変更登録をする必要があります。3月中にこの変更登録をしていただくと、自動車税種別割の納税通知書も変更後の住所に送られます。

すぐに変更登録の手続きができない事情がある場合は、下北地域県民局県税部まで新しい住所をお知らせください。

また、自動車税種別割の住所変更の届出は県税ホームページでも受付しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/027_jidousha_juushohenkou.html

【お問合せ】 下北地域県民局県税部納税管理課 ☎ 22-8581（内線210、211）

税務署からのお知らせ

申告書などを提出する際には、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。記載漏れがないよう確認をお願いします。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認と身元確認）ができますが、お持ちでない方は次の書類の準備が必要です。

【番号確認書類】

- 通知カード※
- 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
（マイナンバーの記載があるものに限り）
などのうちいずれか1つ

※記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合のみ

+

【身元確認書類】

- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
- などのうちいずれか1つ

マイナンバーカードは郵便・パソコン・スマホなどから申請でき、無料で取得できます。

今後、マイナンバーカードが利用できる場面が、更に拡大して便利になる予定ですので、ぜひ早めの取得をお願いします。

【お問合せ】 むつ税務署 ☎ 22-3294（音声ガイダンス2番）

佐井村消防団団員募集

佐井村消防団では、団員が不足しています。あなたも地域のために入団しませんか？

【入団条件】

村内在住で、18歳以上の健康な方ならどなたでも入団できます。

【消防団員の待遇】

- ◎各種手当などの支給
- ◎充実した補償制度
- ◎退職報償金の支給（一定期間以上勤務した方）



～自分たちの地域は自分たちで守る～

【申込・お問合せ】 総務課 管財係 担当：福田
佐井消防分署 ☎ 38-2266